

ディスポーザ排水の下水道接続の取扱運用について

平成 29 年 11 月

1. ディスポーザ排水の下水道接続について

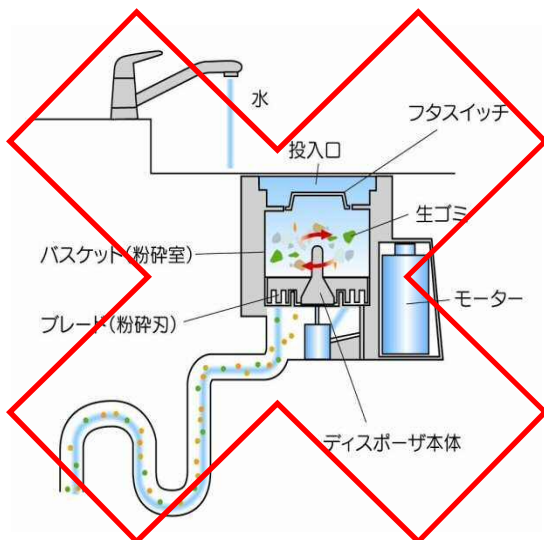
公益社団法人日本下水道協会の定める、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に基づく「ディスポーザ排水処理システム -ディスポーザ部・排水処理部-(JSWAS K-18)」に適合した型式製品が使用できるよう規格適合評価を受け、製品認証されたものについて設置を許可する。

2. 設置の手続きについて

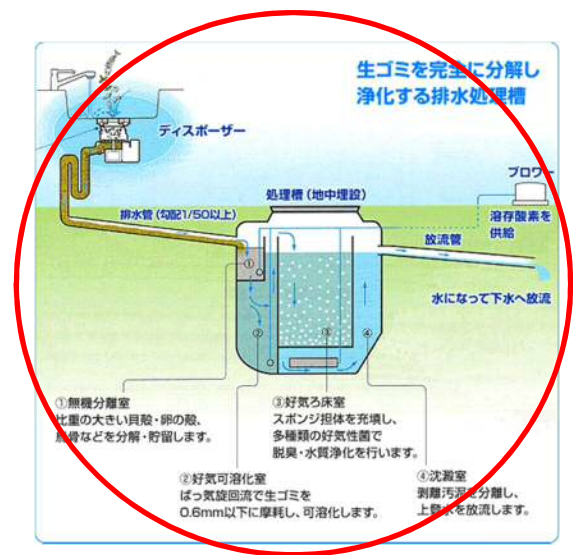
次の書類を「排水設備等計画確認申請書」に添付する。

- ・日本下水道協会の認定が証明できる書類と構造が判る書類(カタログでも可)
- ・維持管理契約書
- ・その他市長が必要と認めたもの

3. 下水道施設に何か異常があった場合確認事項として水質検査の記録を提示していただく場合もあるので、お客様には水質管理のお願いを排水設備等計画確認通知書の指示事項に記述する。



単体で排水を下水道管へ排水は不可
(破碎した生ごみは下水道へ流せない)



処理槽を設置して処理水のみを排水は可
(図は生物処理タイプのもの)